

「特殊詐欺被害対策機能付き」電話機等購入補助金のご案内

高齢者を中心に被害が増加している振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法から、市民の皆様のご大切な財産を守るための対策として、「特殊詐欺被害対策機能付き」電話機等購入設置に対する補助金を交付します。

補助対象世帯（次の要件を全て満たすもの）

- ①市内に住所があり、機器購入日において満65歳以上の世帯員がいること
- ②本市の市税を滞納していない世帯であること
- ③この補助金を受けたことがない世帯であること

対象機器

※以下のすべてに該当するものが対象です。

- ①事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能がある。
- ②着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能がある。
- ③被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能がある。
- ④補助対象世帯が居住する住宅に設置すること。
- ⑤市内に事業所を有する事業者から購入すること。

※対象機器について下記QR「優良防犯電話推奨品目録」をご覧ください。

補助金額

購入及び設置費用の2分の1で上限5,000円(100円未満切捨て)
※ナンバーディスプレイ契約にかかる費用は、ご自身の負担となります。

申請方法

次の書類をそろえて、高梁市役所協働定住課、各地域局又は各地域市民センターへ提出してください。

- ① 申請書兼請求書（高梁市HPからダウンロード可能）
- ② 領収書（製造メーカー、品名、型番等が記載されているもの）の写し
- ③ 保証書の写し

※**購入後1か月以内に申請してください。**

例：令和8年4月1日に購入した場合、令和8年5月1日までに申請が必要。

※**令和9年3月に購入したものは、令和9年3月中に申請してください。**

【問合せ先】

高梁市役所 協働定住課 市民協働係
電話 0866-21-0254

【高梁市HP】



【優良防犯電話推奨品目録】

